

令和 2 年 8 月  
警 察 庁

「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案」及び「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案」に対する意見の募集について

警察庁では、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令案及び国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案について検討しています。

その内容は別紙 1 及び別紙 2 のとおりですので、これらについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"><li>電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム</li><li>電子メール (koutsukikakuka2@npa. go. jp)</li></ul> ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2 警察庁交通局交通企画課企画調査係 パブリックコメント担当
	F A X	03-3581-9337 ※ 1 枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和 2 年 8 月 3 日（月）から 令和 2 年 9 月 1 日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

## 1 命令等の題名

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく  
内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令

## 2 根拠となる法令の条項

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第11条

## 3 命令等の内容

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当するいわゆる「電動キックボード」（以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする法第2条第3項に規定する新事業活動に係る法第9条第1項に規定する新事業活動計画として同項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものに記載された当該新事業活動を実施する区域においては、当該計画に従って貸し渡されている原動機付自転車が、普通自転車専用通行帯を通行することが可能となるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の適用に関する特例を定めるもの。

なお、当該特例は、当該原動機付自転車が一定の基準に該当し、当該新事業活動計画が次の(1)及び(2)に該当する場合に限り適用することとする。

- (1) 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

## 4 施行期日

公布の日

## 1 命令等の題名

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示

## 2 根拠となる法令の条項

今回制定することとしている国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令

## 3 命令等の内容

今回制定することとしている国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の規定に基づく特例の対象となる原動機付自転車に係る基準を、次のとおり定めるもの。

- (1) 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
  - ア 長さ 140センチメートル
  - イ 幅 80センチメートル
  - ウ 高さ 140センチメートル
- (2) 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。
- (3) 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - ア 原動機として、電動機を用いること。
  - イ 20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。
  - ウ 運転者席は、立席であること。

## 4 施行期日

公布の日